

～未来のまちへつなぐ、自分の想い～

# 遺贈による寄附

「自分が亡くなった後、残った遺産を四條畷市のまちづくりに役立ててほしい」  
「お世話をした四條畷市に恩返しがしたい」  
「亡くなった後、財産を四條畷市の将来の子どもたちや高齢者に使ってほしい」

このようなご要望に対して、安心して相談できる体制を整えるため、遺言書を作成する段階から遺言の執行までの支援が可能な商品を取り扱う金融機関と連携した取組みを行っています。

## 遺贈寄附とは…

遺言書など一定の条件を満たす方法で  
生前に本人の意思を示し、亡くなった後に、  
その内容に基づき遺産の一部・全部を寄附  
する仕組み。

## 取組み内容…

市に対して遺贈寄附の申出や相談があつた場合、協定締結先の相談窓口を紹介しています。

## ＜専門相談窓口＞

金融機関名	住所	電話番号
りそな銀行 住道支店	大東市赤井一丁目3番14号	072-874-1221
関西みらい銀行 四條畷支店	大東市学園町3番6号	072-876-1851
関西みらい銀行 忍ヶ丘支店	四條畷市岡山二丁目1番65号	072-877-0501

※受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。

※相談方法は、電話または窓口（窓口は要予約）です。

## ＜留意事項＞

- 利用にあたっては、金融機関所定の手数料・報酬等が発生します。  
また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用が発生します。
- 本市では寄附を強要することや、専門口座への振り込みをお願いすることは一切ありません。
- 相談者の個人に関する情報や遺言の内容は、相談者の同意がある場合や法令等で定められている場合を除き、第三者に提供することはありません。